

## 【柔道競技細則】

地域クラブ活動の参加については、以下の条件を加える。

- 1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、中体連）が定めた「全国中学校体育大会開催基準 7 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。
  
- 2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）や地域クラブ活動の参加細則を次の通りとする。
  - (1) 兵庫県柔道連盟を通して公益財団法人全日本柔道連盟に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地で参加することができる。
    - ①チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可
    - ②競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可
    - ③同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。※中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。
  
  - (2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全柔連公認指導者資格を有していなければならない。
  
  - (3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。
  
- 3 地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に必ず出席しなければならない。
  
- 4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和7年度内の参加を認めない。

※予選会については、市町から参加する

※出場する地区については団体登録している市町とする。